

第4回佐呂間町議会臨時会 第1号

令和2年11月27日（金曜日）

○議事日程

開会及び開議宣告

議長諸般の報告

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長行政報告
- 4 議案第 6号 佐呂間町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 7号 特別職の給料額及び旅費額並びにその支給条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 9号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 1号 令和2年度佐呂間町一般会計補正予算（第6号）
- 9 議案第 2号 令和2年度佐呂間町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第 3号 令和2年度佐呂間町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第 4号 令和2年度佐呂間町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第 5号 令和2年度佐呂間町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

○出席議員（10名）

1番 山内 一 弘 君	2番 高橋 紀 久 君
3番 船木 司 君	4番 土田 剛 君
5番 小松 正義 君	6番 加賀屋 修 君
7番 佐藤 昭 男 君	8番 但木 早 苗 君
9番 三田 真 美 君	10番 吉野 正 剛 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	武 田 温 友 君
副 町 長	玉 井 伸 一 君

総務課長	土	門	武	史	君
総務課長補佐	藤	原	幹	也	君
企画財政課長	久	米	修	一	君
企画財政課長補佐	土	本	千	晶	君
企画財政課長補佐	山	原	光	広	君
町民課長	渡	部	り	よ	子
保健福祉課長	兼	平	茂	雄	君
保健福祉課参事	斎	藤		博	君
農務課長	中	村	直	樹	君
経済課長	菊	地	秀	喜	君
建設課長	桑	島	孝	之	君
建設課参事	鶴	田	俊	洋	君
愛の園園長	片	岡	満	之	君
保育所長	安	藤	誠	司	君
教育長	仲	川	倫	則	君
管理課長兼					
学校給食	永	野		正	君
センター所長					
社会教育課長兼					
武道館・温水	大	谷	宏	明	君
プール館長					
図書館長	林		洋	樹	君
農委事務局長	中	村	直	樹	君

○出席事務局職員

事務局長	鈴	木	英	樹	君
庶務係長	飯	田	篤	史	君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（吉野正剛君） ただいまの出席議員は10名であります。
定足数に達しておりますので、令和2年第4回佐呂間町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 議長（吉野正剛君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

- 議長（吉野正剛君） この際、諸般の報告を行います。
事務局長。
- 議会事務局長（鈴木英樹君） 諸般の報告をいたします。
本日の欠席及び遅参届出等の議員はございません。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
本臨時会に提出された議件は、理事者よりの提出案件、議案9件です。
本臨時会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者、別紙お手元に配付のとおりです。
10月12日及び11月10日に実施しました例月出納検査の結果について監査委員より報告がありました。お手元の議案につづり込みのとおりです。
前議会以降における閉会中の議会の動向につきましては、別紙お手元に配付のとおりです。
以上です。
- 議長（吉野正剛君） 次に、10月13日、第3回遠軽地区広域組合議会臨時会が開催されました。その報告があります。
9番。
- 9番（三田真美君） 第3回遠軽地区広域組合議会臨時会が10月13日に開会され、私が出席しておりますので、ご報告をいたします。
まず、今年度の各事業の執行状況ですが、ごみ焼却施設事業、し尿等処理事業、リサイクル事業、いずれも順調に操業している状況です。
また、一般廃棄物最終処分場の候補地に湧別町福島地区が選定され、8月6日に湧別町の住民を対象とした住民説明会を開催したとのことです。
消防関係は、本年4月採用の3名の職員のうち2名が北海道消防学校に入校していましたが、無事初任教育を終え、各配属先で勤務をしております。もう一名は、9月下旬より入校し、5か月の教育が開始されております。
9月末現在の火災件数は、建物火災8件、車両火災6件、林野火災1件、その他の火災4件で合計19件で、昨年同期より3件減です。なお、9月26日夜には佐呂間町富丘でD型

ハウス1棟が全焼し、内部の牧草ロールなど焼失する建物火災が発生しました。今後も貴重な財産の焼失や犠牲者を出さないよう火災予防に対する一層の注意喚起を図るとのことであります。

救急出動は、9月末現在で1,160件で前年比95件減、搬送人員は1,095人で85人減とのことです。

次に、今議会に提案されました議案の概要ですが、まず承認第1号から承認第3号、専決処分の承認を求めることについては、当組合が加入する北海道市町村職員退職手当組合理約、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約、北海道市町村総合事務組合理約の変更について、構成団体の脱退により専決処分をしたものです。

次に、議案第1号 令和2年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算(第2号)は、歳入に各町の広域組合負担金、衛生費、国庫補助金を減額し、繰越金を追加するものであり、歳出については衛生費で最終処分場に関わる調査設計委託料等の減額、消防費で感染症対策に関わる経費を追加するものであります。さらに、最終処分場整備事業の実施時期の変更に伴い、継続費の見直しを行うものであります。

以上、提案されました承認3件、議案1件の計4件の議案を原案のとおり決定し、同日閉会をいたしました。

詳しい内容につきましては、議会図書室に書類を置いてありますので、各自お目通しください。

以上で報告を終わります。

○議長(吉野正剛君) これで諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(吉野正剛君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番、船木議員、4番、土田議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長(吉野正剛君) 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間で決定をいたしました。

◎日程第3 町長行政報告

○議長(吉野正剛君) 日程第3、町長から行政報告及び提出案件の概要説明の申出がありました。

これを許します。

町長。

○町長（武田温友君） 前町議会定例会以降の行政報告と提出案件についてご説明申し上げます。

初めに、8月に町内で2件発生しました家畜伝染病サルモネラ症についてであります。それぞれ10月5日、10月19日に2回続けて牛、施設環境検査とも全て陰性となり、清浄化となっております。発生から清浄化までに要した治療費、消毒薬品代、検査料につきましては、佐呂間町家畜自衛防疫組合が全額負担することとなりますが、町においては佐呂間町家畜伝染病対策支援事業補助要綱に定める支援事業費の4分の1、さらに2件発生したことで自衛防疫組合会計に不足が生じる場合は補正予算で対応したいと考えております。

次に、本臨時会に提案しました提出案件の概要についてご説明申し上げます。提出案件は、議案9件であります。まず、予算の補正提案についてであります。令和2年度佐呂間町一般会計補正予算、令和2年度佐呂間町簡易水道特別会計補正予算、令和2年度佐呂間町公共下水道特別会計補正予算、令和2年度佐呂間町介護保険特別会計補正予算、令和2年度佐呂間町介護サービス事業特別会計補正予算の5件でございます。

次に、条例の一部改正についてであります。佐呂間町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、特別職の給料額及び旅費額並びにその支給条例、職員の給与に関する条例、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の4件であります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これで行政報告を終わります。

◎日程第4 議案第6号ないし日程第7 議案第9号

○議長（吉野正剛君） 日程第4、議案第6号 佐呂間町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第5、議案第7号 特別職の給料額及び旅費額並びにその支給条例の一部を改正する条例制定について、日程第6、議案第8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第7、議案第9号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（土門武史君） それでは、ご説明させていただきます。

議案第6号から議案第9号までは関連がございますので、一括してご提案をさせていただきます。

初めに、議案第6号からご説明を申し上げます。議案第6号 佐呂間町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

（朗読部分記載省略）

続きまして、議案第7号をご説明申し上げます。議案第7号 特別職の給料額及び旅費額並びにその支給条例の一部を改正する条例制定について。

(朗読部分記載省略)

続きまして、議案第8号をご説明申し上げます。議案第8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

(朗読部分記載省略)

続きまして、議案第9号をご説明申し上げます。議案第9号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

(朗読部分記載省略)

それでは、提案理由につきましてご説明を申し上げます。今回の報酬条例及び給与条例の改正につきましては、人事院勧告に基づく所要の改正となります。条例改正の説明資料といたしまして令和2年第4回佐呂間町臨時会提出議案関係説明資料、(条例、規約関係)、資料番号1、令和2年度給与勧告、報告の骨子を提出しておりますので、本資料によりご説明を申し上げます。毎年人事院において行われております職種別民間給与実態調査につきましては、民間と公務の本年4月分の給与と昨年8月から本年7月までの直近1年間のボーナスの民間における支給実績と公務における年間支給月数を調査するものでございますけれども、本年は新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、例年と異なる形で行われており、実地調査によらない方法で実施が可能な特例給分の期末、勤勉手当に関する調査が6月29日から先行して実施され、特例給分に係る勧告が10月7日付でなされております。

勧告の内容につきましては、資料のⅡ、ボーナスの改定中、1、民間給与の調査のとおり、民間の支給割合の結果が4.46月となり、公務の支給月数4.50月を下回る結果を受け、2、ボーナスの改定の内容と考え方のとおり、民間との均衡を図るため0.05か月分引下げ、4.45月とする内容でございます。また、月例給に関する実地調査につきましては、8月17日から9月30日の間で実施されており、給与勧告の骨子が発出されました10月7日の段階におきましては、3、月例給に記載のとおり、必要な報告、勧告を予定とされておりましたが、次のページの報告の骨子が10月28日付で発出され、その内容といたしましては、1、民間給与との比較のとおり、民間給与との格差が金額にしてマイナス164円、率にしてマイナス0.04%と極めて小さく、2、改定方針のとおり、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない旨の報告がなされたところでございます。

これら人事院からの勧告及び報告を受け、政府におきましては現在41日間の会期で開会中の第203回臨時国会へ国家公務員給与改正法案を11月6日に提出し、本日27日に可決、成立される見通しであり、国の対応に準じ、本町の給与関係条例につきまして改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、期末手当につきまして国家公務員月数4.50月に対する民間の支給月数が4.46月となったため、民間の支給割合に見合うよう0.05月分を引

き下げ、4. 45月とするものであります。

各条例の改正条文であります。今回の改正は施行日が異なることから、同じ箇所を2度改正するため、施行期日により第1条と第2条の条立てで改正を行うものであります。

それでは、議案別紙の条例新旧対照表によりご説明を申し上げます。初めに、議案第6号 佐呂間町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。第1条関係の改正では、第5条第2項に規定の現行の支給率につきましては6月及び12月支給分とも100分の225と規定されておりますが、今回の改正で100分の220とし、100分の5を引き下げるものであります。本改正により、既に支給済みの6月分と合わせ、年間の支給率を100分の445とするものであります。

第2条関係の改正では、令和3年度以降の支給率につきまして、第1条で改正しました支給率100分の220を100分の222.5に改正するもので、6月及び12月支給分を合わせた年間の支給率100分の445に変更はございません。

続きまして、議案第7号 特別職の給料額及び旅費額並びにその支給条例の一部を改正する条例制定についてであります。ただいまご説明いたしました佐呂間町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例と同様の改正内容となります。

第1条関係の改正では、第3条の2第2項に規定の現行の支給率につきましては6月及び12月支給分とも100分の225と規定されておりますが、今回の改正で100分の220とし、100分の5を引き下げるものであり、本改正により既に支給済みの6月分と合わせ、年間の支給率を100分の445とするものであります。

第2条関係の改正では、令和3年度以降の支給率につきまして、第1条で改正しました支給率100分の220を100分の222.5に改正するもので、6月及び12月支給分を合わせた年間の支給率100分の445に変更はございません。

続きまして、議案第8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。第1条関係の改正では、第15条第2項及び第3項に規定の現行の支給率につきましては6月及び12月支給分とも100分の130と規定しておりますが、今回の改正で100分の125とし、さきにご説明いたしました佐呂間町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の給料額及び旅費額並びにその支給条例の一部改正同様100分の5を引き下げるものであり、本改正により既に支給済みの6月分と合わせ、年間の支給率を100分の255とするものであります。

第2条関係の改正では、令和3年度以降の支給率につきまして、第1条で改正しました支給率100分の125を100分の127.5に改正するもので、6月及び12月支給分を合わせた年間の支給率100分の255に変更はございません。

続きまして、議案第9号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。ただいまご説明いたしました職員の給与に関する条例と同様の改正内容となります。第1条関係の改正では、第8条第1項第2号に規定の現行の支給率につきましては6月及び12月支給分とも100分の130

と規定されておりますが、今回の改正で100分の125とし、100分の5を引き下げるものであり、本改正により既に支給済みの6月分と合わせ、年間の支給率を100分の255とするものであります。

第2条関係の改正では、令和3年度以降の支給率につきまして、第1条で改正しました支給率100分の125を100分の127.5に改正するもので、6月及び12月支給分を合わせた年間の支給率100分の255に変更はございません。

なお、第2号会計年度任用職員につきましては、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例第16条におきまして、第2号会計年度任用職員の期末手当は、給与条例第15条の規定の例によると規定されておりますので、支給率の引下げは行いますが、条例の改正はございません。

また、再任用職員につきましては、今回の勧告から除くとされておりますので、支給率の引上げはありません。

最後に、各改正条例の附則についてであります。今回の改正につきましては公布の日から施行するいたしますが、ただし書として第2条の改正規定につきましては、令和3年4月1日から施行することとしております。

以上、人事院勧告に基づくこれらの改正によりまして、特別職及び職員分の期末手当につきましては、特別職、一般職、会計年度任用職員の合計138名分、金額で当初予算ベースで222万6,000円の減額となります。

なお、今回の提出案件につきましては、人事院勧告に関連した案件のみをご提案させていただいておりますが、令和2年4月1日及び10月1日人事異動後の現在の職員体制を反映した予算の調整につきましては、12月15日開会の第4回定例会におきましてご提案させていただくこととしております。

説明につきましては以上でございます。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。

議案第6号から議案第9号までの質疑を一括して行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから議案第6号の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 佐呂間町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の

一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

これから議案第7号の討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 特別職の給料額及び旅費額並びにその支給条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

これから議案第8号の討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

これから議案第9号の討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第1号

○議長(吉野正剛君) 日程第8、議案第1号 令和2年度佐呂間町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(久米修一君) 議案第1号をご説明いたします。

議案第1号 令和2年度佐呂間町一般会計補正予算(第6号)。

(朗読部分記載省略)

本補正予算につきましては、先ほど条例改正の議決をいただきました人事院勧告に基づく期末手当の改定に伴う計上となります。

次のページの第1表、歳入歳出予算補正並びに総括、事項別明細書につきましては説明を省略させていただき、歳出の6ページからご説明いたします。3、歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額14万5,000円の減、議会議員に要する経費10万2,000円の減、職員手当等、議員期末手当です。給与費4万3,000円の減、職員手当等、一般職です。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額151万9,000円の減、給与費、151万9,000円の減、職員手当等、特別職7万9,000円の減、一般職135万6,000円の減、第2号会計年度任用職員8万4,000円の減。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、補正額2万1,000円の減、給与費2万1,000円の減、職員手当等、一般職です。

次のページです。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額29万9,000円の減、給与費29万9,000円の減、職員手当等、一般職28万8,000円の減、第2号会計年度任用職員1万1,000円の減。

11款諸支出金、1項特別会計繰出金、1目佐呂間町簡易水道特別会計繰出金、補正額5万4,000円の減、佐呂間町簡易水道特別会計繰出金5万4,000円の減、佐呂間町簡易水道特別会計繰出金です。

3目佐呂間町公共下水道特別会計繰出金、補正額3万円の減、佐呂間町公共下水道特別会計繰出金3万円の減、佐呂間町公共下水道特別会計繰出金です。

4目佐呂間町介護保険特別会計繰出金、補正額2万1,000円の減、佐呂間町介護保険特別会計繰出金2万1,000円の減、佐呂間町介護保険特別会計繰出金です。

次のページです。5目佐呂間町介護サービス事業特別会計繰出金、補正額23万9,000円の減、佐呂間町介護サービス事業特別会計繰出金23万9,000円の減、佐呂間町介護サービス事業特別会計繰出金です。

今回の人件費に係る補正につきましては、人事院勧告に基づく給与改定に伴うもののみを補正計上させていただくもので、4月1日以降の人事異動等に伴う人件費の補正予算計上については12月定例議会において計上させていただきたいと考えております。

戻りまして、歳入の4ページからご説明いたします。2、歳入、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額300万円の減、財政調整基金繰入金でありまして、余剰となる一般財源について減額補正するものです。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額67万2,000円、前年度繰越金です。

歳出の後ろにあります給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(吉野正剛君) これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を行います。質疑

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 令和2年度佐呂間町一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第2号

○議長(吉野正剛君) 日程第9、議案第2号 令和2年度佐呂間町簡易水道特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事(鶴田俊洋君) 議案第2号を説明いたします。

議案第2号 令和2年度佐呂間町簡易水道特別会計補正予算(第1号)。

(朗読部分記載省略)

次のページの第1表、歳入歳出予算補正と事項別明細書につきましては説明を省略し、歳出の6ページから説明いたします。歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額5万4,000円減、給与費5万4,000円減、一般職です。補正理由は、人事院勧告に基づく改定によるものです。

戻りまして、歳入の4ページです。歳入、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額5万4,000円減、一般会計繰入金です。

歳出の後ろにあります給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(吉野正剛君) これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 令和2年度佐呂間町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第3号

○議長（吉野正剛君） 日程第10、議案第3号 令和2年度佐呂間町公共下水道特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（鶴田俊洋君） 議案第3号を説明いたします。

議案第3号 令和2年度佐呂間町公共下水道特別会計補正予算（第2号）。

（朗読部分記載省略）

次のページの第1表、歳入歳出予算補正と事項別明細書につきましては説明を省略し、歳出の6ページから説明いたします。歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額3万円減、給与費3万円減、一般職です。補正理由は、人事院勧告に基づく改定によるものです。

戻りまして、歳入の4ページです。歳入、5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額3万円減、一般会計繰入金です。

歳出の後ろにあります給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 令和2年度佐呂間町公共下水道特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第4号

○議長(吉野正剛君) 日程第11、議案第4号 令和2年度佐呂間町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課参事。

○保健福祉課参事(斎藤 博君) 議案第4号をご説明いたします。

議案第4号 令和2年度佐呂間町介護保険特別会計補正予算(第2号)。

(朗読部分記載省略)

次のページからの第1表、歳入歳出予算補正と事項別明細書の総括につきましては説明を省略し、歳出の6ページからご説明いたします。今回の補正につきましては、人事院勧告に基づく期末手当の改正に伴う予算計上であります。歳出、3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、1目総合相談事業費、補正額2万1,000円の減、給与費2万1,000円の減、職員手当等、一般職です。

戻っていただきまして、歳入の4ページからご説明いたします。歳入、6款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金、補正額2万1,000円の減、地域支援事業繰入金です。

歳出の後ろにあります給与費明細書は、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(吉野正剛君) これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 令和2年度佐呂間町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第5号

○議長（吉野正剛君） 日程第12、議案第5号 令和2年度佐呂間町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

愛の園園長。

○愛の園園長（片岡満之君） 議案第5号を説明いたします。

議案第5号 令和2年度佐呂間町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）。

（朗読部分記載省略）

次のページの第1表、歳入歳出予算補正と事項別明細書の総括につきましては説明を省略し、歳出の6ページから説明いたします。歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目特別養護老人ホーム費、補正額23万9,000円の減、給与費、職員手当等、一般職でありまして、人事院勧告に基づく給与改定に伴うものです。

戻っていただき、歳入の4ページから説明いたします。歳入、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額23万9,000円の減、一般会計繰入金です。

なお、歳出の次に添付しております給与費明細書の説明は、省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 令和2年度佐呂間町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（吉野正剛君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和2年第4回佐呂間町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議長

署名議員

署名議員